

## 必ずお読みください 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

[加入者ご本人による被保険者(保険の対象となる方)、以下同様とします。]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお伝えください。

■商品の仕組み この商品は総合生活保険普通保険契約と、賠償責任保険普通保険契約に各種特別約款・特約をセッテッドたものです。

■この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする團体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける特約等となる方の範囲につきましても、パンフレット等をご確認ください。

■満期返戻金・契約者配当金:この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

### ●クーリングオフ

・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### ●告知義務

・払込取扱票に★や△が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただけますようお願いします。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されます。いざかんの一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

・ご加入後に払込取扱票に☆や△が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、遅滞なく(看護職賠償責任保険はみやかに)ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されたり、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

・払込取扱票に記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までご通知ください。

### ●もし事故が起きたときは

・ご契約または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、直ちに(看護職賠償責任保険は遅滞なく)事故発見の日時・場所、事故発見の日時・場所、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

・保険金請求権には、時效(3年)がありますのでご注意ください。

### ●ご加入者と被保険者が異なる場合

・ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこの案内内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い上升げます。

### ●示談交渉サービスは行いません

・この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者自身が、保険会社の担当部署からの連絡に基づき被害者との示談交渉を進めています。ご連絡を置くください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談結果をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできませんことがありますのでご注意ください。

### ●保険金請求の際のご注意

・責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先に自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を以て金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いであるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの範囲に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に賠償金を支払っている場合  
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾している場合  
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### ●保険金をお支払いする主な場合

・看護職賠償責任保険(財物損壊担保特約条項・財物損壊担保特約修正特約条項付)を除く。  
・被保険者または業務の補助者による看護業務の遂行に起因して発生した他の人身の障害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払います。

たとえば、次のようなケースが考えられます。  
①看護師が医師の指示と異なる薬剤を点滴してしまい、患者が死亡した。  
②看護師が医師の指示により採血を行った際に患者の身体を傷つけてしまった。

・この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いたします。

①法律上の損害賠償金  
法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

②争訟費用  
損害賠償責任に関する訴訟や交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限り支拂ふものも含みます。)

③損害防止・軽減費用  
事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受けける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大のため引受保険会社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用  
事故が発生し、被保険者が損害の防止・軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急救手、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用  
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の同意に応じて支払った費用

(1)当社は、被保険者が所有・使用または管理する鍵の紛失、盗取または詐取についての保険金を支払う場合において、鍵の対をなす鍵を交換するに生じた費用(以下「鍵交換費用」といいます。)を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

(2)(1)の「鍵交換費用」には、応急処置または臨時の鍵の復旧のための費用を含みます。

<法律相談費用担保特約条項>

(1)当社は、被保険者がセクシユアルハラスメントまたはパワーハラスメント(以下「差別行為」といいます。)を受けたことはそのそれについて、法律相談費用を支出したことによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。

(2)当社は、(1)の事故が保険証券記載の補償期間中に発生した場合に限り、保険金を支払います。

<総合生活保険(傷害補償)>

保険金支払の対象にならない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いたします。

・職業または職務に從事している間(勤務途上を含みます。)の「急激かつ偶然な外來の事故」により、保険の対象となる方がケガ(※1)をした場合に保険金をお支払いたします。

(※1)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。なお、職業病、テニス肩のような急激性・偶然性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金をお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

<保険金をお支払いする主な場合>

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払います。

※1 事故について、既に支払われた金額を差し引いた額をお支払します。

②後遺障害保険金  
事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金の75%~100%をお支払します。

※1 事故について死亡・後遺障害保険金が限度となります。

<針刺し事故等による感染症危険補償特約>

この特約の補償内容

当社は、被保険者が事故を直接の原因として、保険金支払事由に該当した場合に、保険金を被保険者に支払います。

・用語の定義

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
----	----

事故 医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(※1)に生じた偶然な血液露事故をいいます。(※1)実習中を含みます。

血液露事故 次の事由をいいます。  
ア、血液付着した銃刀等の医療器具(注射針、メス等)によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること。  
イ、血液の飛沫が被保険者の眼鏡等の粘膜に曝露すること。

保険金支払事由 次のいずれかの事由となることをいいます。  
ア、HIVに感染すること。  
イ、HCVに感染すること。  
ウ、HIVに感染すること。

<補償期間と支払責任の関係>

当社は、補償期間中に生じた事故により、観察期間中(事故の発生の日からその日を含めて1年以内)に保険金支払事由に該当したことを医師等が診断した場合にかぎり、保険金を支払います。

## 日本看護協会会員の皆様へ



公益社団法人 日本看護協会

## 保険を超えたサービスであなたを支えます

### 看護職賠償責任保険制度

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員(開業助産師を除く)のみを加入対象とした任意加入の制度です。

- ・補償内容を充実!
- ・ハラスメント相談窓口を設置!

掛金は1年間で

2,650円

内訳  
保険金1,800円※ + 運営費850円

補償期間  
2021年4月1日(午後4時)から  
2022年4月1日(午後4時)までの12ヵ月間

運営費の用途 ご加入手続きにかかる事務運営費、事故にかかる情報収集、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

### 4月1日補償開始分

●申し込み締め切り: 2021年3月15日(月)

※中途加入の方は中面の掛け金表を必ずご確認ください。

保険加入には2021年度日本看護協会会員資格が必要です。

●申し込み方法: ご希望の補償開始日の申し込み締め切りまでに、本パンフレットと同時に届けている郵便振替用紙にて掛け金をお振込みください。

4月1日補償開始分は  
3月15日までに  
申し込みください。

○日本国内で看護職が行う業務(特定行為およびその実施可否判断を含みます。)によって、他人の身体や財物に損害を与えること、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。

○業務中に偶然な事故により死亡、後遺障害が生じた場合や針刺し事故等によりHBV、HCV、HIVに感染された場合(HBVは感染後、B型肝炎を発病・治療した場合)に保険金をお支払いします。

### 看護職賠償責任保険の対象業務

#### ①保健師助産師看護師法の規定に基づく、保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。

\*災害派遣等における看護業務を含む。

\*特定行為およびその実施可否判断を含む。

\*有資格者が業務上のスキルアピール目的として参加する研修、臨床実習等を含む。

(\*院内助産システムにも対応する。)

②助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。

③准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。

④①②③に対する管理監督業務。

(\*対象となる全ての業務に対して報酬の有無は問いません。)

### 対人賠償

誤った薬剤を投与してしまった、患者に障害を負わせてしまったなど

1事故 5,000万円 限度  
(補償期間中 1億5,000万円まで)

※類似のケースにおいて必ず保険金をお支払いすることを約束するものではありません。

### 人格権侵害

患者との会話において、名誉を傷つけられたと訴えられたなど

1事故 5,000万円 限度  
(補償期間中 5,000万円まで)

※支払限度額は、対人賠償の支払限度額と共有です。

### 初期対応費用

事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用

1事故 500万円 限度  
(うち身体障害についての見舞費用1被害者につき10万円限度)

### 法律相談費用

就業中に、セクハラ・パワハラを受けて弁護士に相談した場合など

1事故 10万円 限度  
(補償期間中 30万円まで)

# 事故発生から保険適用までの流れ (民事上の責任)について、ご説明します。

★下記はあくまでも、看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。また、血液曝露等傷害保険の保険金請求につきましては、裏面「●保険金をお支払いする主な場合」をご確認ください。詳細につきましては、取扱代理店もしくは東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。  
★医療事故の影響や被害を最小限に食い止め、医療者と患者・家族での円満な解決の鍵となるのは、事故発生後の初期対応と言われています。  
看護職の誠意ある対応はもちろんのことですが、事故当事者による説明や謝罪は個人の判断ではなく、上司や組織管理者(院長等)と検討の上、適切な時期に行っていくことが大切です。



## お問い合わせ先一覧 事故が発生した場合、速やかにご連絡ください。

### 資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせ

※資料発送には数日いただいております。  
※事故のご連絡は東京海上日動火災保険株式会社の事故サービスセンターで受付します。日本看護協会の保険に加入している旨を伝達の上、事故報告してください。

### 看護職賠償責任保険制度コールセンター

TEL.0120-088-073 ←

受付時間 平日9:00～20:00 土日祝9:00～17:00

### ご自身の加入確認・改姓・住所変更のお問い合わせ

※お問い合わせの際、日本看護協会の会員番号(JNA会員番号)、氏名、生年月日をお知らせください。

### 「看護職賠償責任保険制度」取扱代理店コールセンター

TEL.03-5778-5781

受付時間 平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業)

### 医療安全・医療事故に関するご相談は※加入者限定

#### 「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室

TEL.0120-800-073

郵便:〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館4F

東京海上日動メディカルサービス株式会社

メディカルリスクマネジメント室気付

「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室 行

来訪:電話による予約が必要です。

受付時間 平日10:00～17:00(土・日・祝日は休業)

## 保険に関するQ&A

Q1 賠償事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば、補償の対象となりますか?

A1 「発見」された時点で加入していることが必要です。

看護職賠償責任保険では「加入している間に事故が発見された」場合が補償の対象であり、加入していない期間中に事故が発見され、賠償請求を受けたときは補償されませんので、ご注意ください。なお、血液曝露等傷害保険は事故が「発生」した時点で加入していることが必要となります。

(例) 他人に身体障害を負わせたり、他の財物を損壊した場合に補償の対象とならないケース



Q2 血液曝露等傷害保険ではどのような事故が対象となりますか?

A2 次のような事故が補償対象となります。

・使用済みの針で刺してしまった。  
・採血や処置の際、体液や血液が付着してしまった。  
・採血や処置の際、血液が目や口に入ってしまった。など

Q3 所属施設以外で行った看護業務に起因する賠償責任は対象となりますか?

A3 日本国内であれば、場所を問わず補償の対象となります。

日本国内の複数の医療施設等に勤務している看護職については、その全てにおける看護業務が対象となります。

## 手続きに関するQ&A

Q4 自動更新ですか?

A4 自動更新ではありません。

更新のご案内は12月中旬発行の「看護職賠償責任保険制度News」に、ご自身の住所・氏名などが印字された専用の払込取扱票(郵便振替用紙)を同封してお届けします。ご不明な点は取扱代理店コールセンター(TEL:03-5778-5781)までお問い合わせください。

Q5 インターネット振込や銀行振込は対応していますか?

A5 対応しておりません。

ゆうちょ銀行・郵便局からの払込以外での取扱いはしておりません。また、「2021年度本保険制度専用の払込取扱票」でのみ振込ができます。専用の払込取扱票が、本保険制度への加入書面を兼ねております。必ず専用の払込取扱票をご利用ください。

## 保険金請求時に必要な書類

○事故が発生した場合は、ただちに看護職賠償責任保険制度コールセンターへご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

○保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、幹事保険会社が求めるものを提出してください。

○所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、幹事保険会社が保険金をお支払いするため必要な事項の確認え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、その事項および確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。

No.

必要となる書類

① 保険金請求書および保険金請求権者確認できる書類

保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、代理請求申請書など

② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類

罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、傷害状況報告書、診断書、死因証明書など

③ 保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度、傷害の程度等が確認できる書類

④ 公の機関や関係先への調査のために必要な書類

⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担するが確認できる書類

示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書など

⑥ 支払うべき保険金の額を算出するための書類

他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち幹事保険会社所定の条件を満たす方が代理人として保険金を請求することができます。

## 中途加入の場合の掛金表

※2021年度の日本看護協会会員資格が必要となります。

補償開始日(補償期間)	振込受付期間	掛金
2021年 4月1日～(12ヶ月)	～2021年 3月15日	2,650円
2021年 5月1日～(11ヶ月)	2021年 2月16日～2021年 4月15日	2,500円
2021年 6月1日～(10ヶ月)	2021年 3月16日～2021年 5月17日	2,350円
2021年 7月1日～(9ヶ月)	2021年 4月16日～2021年 6月15日	2,200円
2021年 8月1日～(8ヶ月)	2021年 5月18日～2021年 7月15日	2,050円
2021年 9月1日～(7ヶ月)	2021年 6月16日～2021年 8月16日	1,900円
2021年 10月1日～(6ヶ月)	2021年 7月16日～2021年 9月15日	1,750円
2021年 11月1日～(5ヶ月)	2021年 8月17日～2021年 10月15日	1,600円
2021年 12月1日～(4ヶ月)	2021年 9月16日～2021年 11月15日	1,450円
2022年 1月1日～(3ヶ月)	2021年 10月18日～2021年 12月15日	1,300円
2022年 2月1日～(2ヶ月)	2021年 11月16日～2022年 1月17日	1,150円
2022年 3月1日～(1ヶ月)	2021年 12月16日～2022年 2月15日	1,000円

※各補償期間の終了日は、2022年4月1日午後4時までです。

団体保険契約者・制度運営

公益社団法人 日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル

TEL.03-5778-8831

取扱代理店

株式会社 日本看護協会出版会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F

TEL.03-5778-5781 受付時間 平日の午前10時から午後5時まで

幹事引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 医療・福祉法人 法人第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4143

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

副幹事引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5113

非幹事引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL.03-3259-3017

このパンフレットは、看護職賠償責任保険制度の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。